

小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
小川富也  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

舞見御中 暑

平成28年盛夏

# ■中小企業等経営強化法

## 平成28年7月1日よりスタート

### 経営力向上計画で稼ぐ力を強化

#### ■7月1日施行

中小企業が新たに取得した機械装置の固定資産税を3年間半額にする特例などが盛り込まれた「中小企業等経営強化法」が7月1日より施行されました。

周知の通り、支援措置の内容は様々ありますが、大きく分けると次の2つの柱から成っています。

- ①生産性を高める一定の機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を2分の1に軽減
- ②計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援

※ただし、各種の支援措置を受けられる企業規模は明確に決まっています。各支援措置の内容とその対象となる中小企業者等の範囲（企業規模）、また、手続き等につきまして、中小企業庁ホームページに掲載されている「中小企業等経営強化法・経営力向上計画策定・活用の手引き」をご参照下さい。

#### ■経営力向上計画

前記①、②の支援措置を受けるためには、中小企業者等が人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、生産性を向上させるための計画を記載した「経営力向上計画」を作成。事業分野ごとの担当省庁に提出して認定を受ける必要があります。具体的には、現状認識、目標、取り組み内容などを記載する実質2枚の様式により作成します。

#### ■事業分野別指針

経営力向上計画については、事業所管大臣が策定した「事業分野別指針」を確認しながら作成することになります。現時点では製造業、卸・小売業、外食・中食、旅館業、医療・介護、保育、貨物自動車運送業、障害福祉、船舶、自動車整備などの分野が明らかにされていますが、今後、その他の分野についても順次公表される予定です。

### (例) 製造業の指針〔目標とする指標及び数値〕

①労働生産性 or ②売上高経常利益率 or ③付加価値額（事業形態に応じ一つ選択）

- 3年計画 +1% (①、③)、+3% (②)以上
- 4年計画 +1.5% (①、③)、+4% (②)以上
- 5年計画 +2% (①、③)、+5% (②)以上

### 製造業の指針【実施事項について】

<p><b>自社の強みを直接支える項目</b></p> <p><b>イ. 従業員等に関する事項</b></p> <p>(1) 多能工化及び機械の多台持ちの推進 (2) 継続的な改善提案の奨励</p> <p><b>ロ. 製品・製造工程に関する事項</b></p> <p>(1) 実際原価の把握とこれを踏まえた値付けの実行 (2) 製品の設計、開発、製造及び販売の各工程を通じた費用の管理</p>	<p><b>ハ. 標準化、知的財産権等に関する事項</b></p> <p>(1) 異なる製品間の部品や原材料等の共通化 (2) 暗黙知の形式知化 (3) 知的財産権等の保護の強化</p> <p><b>ニ. 営業活動に関する事項</b></p> <p>(1) 営業活動から得られた顧客の要望等の製品企画、設計、開発等への反映 (2) 海外の顧客に対応出来る営業及び販売体制の構築 (3) 他の事業者と連携した製造体制の構築による受注機会の増大</p>
<p><b>自社の強みをさらに伸ばす項目</b></p> <p><b>ホ. 設備投資並びにロボット及びITの導入等に関する事項</b></p> <p>(1) 設備投資 (2) ロボットの導入又は増設 (3) ITの導入 (4) 設備投資等が製品の品質及び製品一単位当たりの製造費用に大きな影響を及ぼす分野に関する留意事項（鉄鋼、化学、電子・電気、重電、航空・宇宙、医療機器等）</p>	<p><b>ヘ. 省エネルギーの推進に関する事項</b></p> <p>エネルギー使用量の把握、設備の稼働時間の調整及び最適な管理の実施、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等</p>

<p><b>小規模製造業 (20人未満)</b></p> <p>イ(1)～ニ(3)から1項目以上 ※上記に加え、ホ(1)～への1項目以上にも取り組むことを推奨</p>	<p><b>中小製造業 (20～300人未満)</b></p> <p>イ(1)～ニ(3)から2項目以上 ホ(1)～へから1項目以上</p>	<p><b>中堅製造業 (300～2000人未満)</b></p> <p>イ(1)～ニ(3)から3項目以上 ホ(1)～へから2項目以上</p>
---	---	---

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる2016年分の路線価(1月1日時点)を発表しました。約32万8千地点の標準宅地の評価額は、全国平均で前年比0.2%のプラスとなり、リーマン・ショック前の2008年以来、8年ぶりに上昇に転じました。

東京、大阪、愛知など14都道府県(前年は10都府県)で上昇しました。北海道と福岡が8年ぶりに、広島はバブル末期(1992年)以来の上昇となりました。熊本は4月の地震被害は反映されていません。下落した33県の大半でも下げ幅が縮小しており、地価回復の裾野の広がりが鮮明となりました。

ただ、地方では下落幅が拡大している地域もあり、大都市と地方の二極化も続いているようです。

地価上昇の背景には、インバウンド(訪日客)需要や金利低下に伴う住宅取得、都市部の再開発の増加などが影響しています。訪日客が多い東京、京都、金沢、福岡などは上昇率が10%を超えました。

## 路線価が8年ぶり上昇 全国平均で0.2%プラス —国税庁、2016年分—

金融緩和により銀行が不動産業向け融資を増やしているほか、利回りを求めて不動産投資信託(REIT)にも投資資金が流入していることも地価上昇につながっています。

しかし、インバウンド需要の減速感やイギリスの欧州連合(EU)離脱決定に伴う金融市場の混乱などで、今後不動産取引が活発に行われるかは不透明な情勢で、都市部では高値警戒感も出ています。

都道府県庁所在地の最高路線価は、前年より4市多い25市で上昇し、うち札幌や神戸、広島など10市の上げ幅は10%以上でした。

上昇率トップは大阪・御堂筋の百貨店「阪急うめだ本店」前の22.1%でした。地点別では、東京・銀座の文具店「鳩居堂」前が31年連続で日本一。価格は1平方メートル当たり3200万円、リーマン・ショック前を上回りました。

一方、都道府県別で下げ幅が最も大きかったのは秋田で3.9%。愛媛2.1%、青森、山梨、和歌山が1.9%で続いています。

職場での熱中症対策は万全でしょうか。「体力に自信がある」「こまめに水分補給しているから大丈夫」と過信していませんか。これを機会に職場での熱中症の予防対策を心がけましょう。

職場における死亡災害の発生時刻は、午後2時～4時が全体の半数を占めており、30歳代から50歳代まで年齢層も幅広く発生しています。業種別では建設業が約6割を占めますが、製造業等でも発生しています。そして、作業開始の初日がいちばん多く、初日からの3日間で3分の2を占めているのが大きな特徴です。

### ① 作業管理

作業の状況に応じて、連続作業の短縮や休憩時間を確保すること。また、熱への順化期間(熱になれ、その環境に適応する)の有無が熱中症の発症リスクに大きく影響することから、計画的に順化期間を設けるよう努める。透湿性・通気性の良い服を着ること。自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分を作業の前後および作業中に定期的に摂取するよう指導する。そして、これらが徹底されているか、作業者の健康状態に異常はないか巡視を行う。



## 職場の熱中症予防 暑さのリスク管理



糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等は熱中症の発症に影響を与えるおそれのあることから、健康診断の実施、異常所見のある場合は医師などの意見を聞き、必要に応じて就業場所の変更や作業の転換などとする。睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取も熱中症の発症に影響を与えるおそれがあるため、日常の健康管理の指導、必要に応じて健康相談を行う。

### ② 健康管理

熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急処置、熱中症の事例について、作業管理者、労働者に教育を行う。

### ③ 労働衛生管理

緊急連絡網や緊急時のマニュアルを作成・周知し、熱中症らしき症状が出たときにはすみやかに救急処置を行う。重症の場合はためらわず救急車を呼ぶ。

### ④ 救急処置

緊急連絡網や緊急時のマニュアルを作成・周知し、熱中症らしき症状が出たときにはすみやかに救急処置を行う。重症の場合はためらわず救急車を呼ぶ。



### ふるさと納税額4・3倍 制度拡充などが後押し

総務省は、個人が故郷や応援したい自治体に寄附する「ふるさと納税」の平成27年度の寄附額が約1653億円となり、前年度(約388億円)の4・3倍に急増したと発表しました。寄附件数も約726万件で、前年度(約191万件)の3・8倍となりました。

ふるさと納税は、自治体に対する寄附額のうち、2000円を超える部分について、一定の上限まで、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。

平成27年度に寄附額、寄附件数ともに急増した背景には、各自治体の返礼品の充実に加え、平成27年度税



制改正で減税を受けられる寄附の上限額が約2倍に引き上げられたこと、確定申告が不要な給与所得者を対象に、寄附先の自治体が5団体までであれば確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設といった制度拡充が行われたことなどがあるとみられています。

寄附額を市区町村ごとに見ると、宮崎県都城市が42・3億円で最多、次いで静岡県焼津市(38・2億円)、山形県天童市(32・2億円)、鹿児島県大崎町(27・2億円)と続きました。都城市は牛肉と焼酎、焼津市はマグロといった地元特産の返礼品が人気を集めました。

一方で、制度のゆがみも生じています。ある自治体で寄附額の7割相当の商品券を返礼品としたところ、ネットオークションで転売される事例が続出。実質的な節税対策につながるというところで、総務省では引き続き、各自治体に換金性の高い返礼品の自粛を要請しています。

### 8月の税務と労務

#### 一 税 務

- ★個人事業税の納付(第1期分)  
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)  
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…8月10日
- ★6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…8月31日
- ★個人事業者の28年分の消費税・地方消費税の中間申告  
申告期限…8月31日

#### 一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…8月31日

最近、パワハラなどの問題もあり、部下を叱りたくても叱れない、あるいはうまく叱ることができないという管理職が増えています。部下が間違ったことをしたり、不注意でミスをしたら、叱ることもまた上司の役目ですが、本気で叱れる上司は少なくなつたようです。▼「叱る」とは「怒る」ことではありません。ただただ感情に任せて怒鳴りつけたりする「怒る」という行為とは根本的に異なります。相手が間違つたこととした場合に、本人にそのことをきちんと

### 「叱る」と「怒る」

認識させ、反省を促し、次に同じことをしないように指導することが「叱る」ということです。部下をきちんと仕事のできる人材に育てることも上司の仕事なのです。▼叱られた部下が、自ら反省し、考え、対処できるように、逃げ道を作つてあげることが大切です。叱つた後に「これができれば問題はないよ」などのようにフォローすること、部下に反省の機会を与え、成長につなげてあげることが重要です。上手に叱ることは社員教育の一環でもあるのです。